第2回都幾川村・玉川村合併協議会

会議録

都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

会	議	の	名	称	第2回都幾川村・玉川村合併協議会
開	催		日	時	平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日 (水) 開会 午後 2 時 0 0 分 閉会 午後 4 時 2 6 分
開	催		場	所	都幾川村中央公民館 3 階講座室
議	長		氏	名	関口 定男
出席	者及7	ゾ欠	席者[別紙名簿のとおり
事系	务局	職	員 出	欠	別紙名簿のとおり
会議事項	1 * 5		養題 氏資米	学の。	2 会議結果 (1)報告事項 承認される (2)協議事項 決定される
会	議	の	経	過	別添のとおり
会議資料	会議 2 村	欠表	₹	- 関	するアンケート(最終報告)
そ	の		他	の	
必	要		事	項	
					署名
				3委	
			署名	召委	·員 髙 柳 寛

都幾川村・玉川村合併協議会委員名簿								
委員区分	選出		氏	名		出	欠	
1号委員(村長)	都幾川村長	大	澤		堯	出	席	
2 号委員	都幾川村議会議長	岩	田	鑑	郎	出	席	
(議長及び議員)	都幾川村議会議員	田	中		旭	出	席	
	都幾川村議会議員	岡	野	明	夫	出	席	
	玉川村議会議長	前	田	典	利	出	席	
	玉川村議会議員	浜	添	和	子	出	席	
	玉川村議会議員	杉	田	哲	夫	欠	席	
3 号委員	都幾川村助役	杉	田		斉	出	席	
(助役及び教育長)	都幾川村教育長	清	水	孝	_	出	席	
	玉川村助役	山		芳	平	出	席	
	玉川村教育長	野	П	昌	夫	出	席	
4 号委員	都幾川村	西	澤	明	彦	出	席	
(学識経験を有		上		雅	子	出	席	
する者)		関	和	常	夫	出	席	
		山	П	博	司	出	席	
	玉川村	髙	柳		寛	出	席	
		馬	場		功	出	席	
		村	田	朝	子	出	席	
		堀	П	_	敏	出	席	
	埼玉県職員	野	本	壽	永	出	席	

都幾川村・玉川村合併協議会事務局名簿									
担 当 名	氏 名	出欠							
事務局長	澁 澤 陽 平	出 席							
総務班	清水健治	出席							
	梅沢宜之	出席							
計画調整班	小野田 隆	出 席							
	荻久保 充 也	出席							

〇司会

定刻となりましたので、ただいまから第2回都幾川村・玉川村合併協議会を開会いたします。

本日玉川村 2 号委員の杉田委員から、所用により欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告いたします。

それでは、初めに本日の会議資料のご確認をお願いいたします。過日各委員さんにお届けさせていただきました第2回会議資料が1冊。

次に、本日の配付資料ですが、A4判1枚の席次表。

次に、右上に差替と書いてあります協議第13号、協議第26号、協議第34号のA4判の差替資料が3部ございます。差替の内容ですが、協議第13号の地方税の取扱いについては、最初の7ページ、1の個人市町村民税、3の固定資産税、4の自動車税の減免につきまして、事前配付資料で「減免については、合併時に再編する。」となっておりましたが、両村で差異がないことから、「減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。」と調整方針を訂正するもので、9ページ以降の参考資料につきましても同様の訂正でございます。なお、訂正箇所には波線を引かせていただきました。

協議第26号 情報公開、個人情報保護制度の取扱いでは、2枚目66ページの事務事業名の下に「(1)情報公開・個人情報保護審査会」と「(2)情報公開・個人情報保護審議会」を追加したものでございます。

協議第34号 文化財保護事業の取扱いについてでは、最初の107ページ、2の「国県町村指定文化財」の「町」を削除させていただきました。

差替につきましては、以上でございます。ご協議に際しましては、差替資料をごらんいただくよう お願いいたします。

次の資料ですが、A4判両面印刷1枚の都幾川村、玉川村の2村合併に関するアンケート(最終報告)以上となっております。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして、当協議会会長であります関口定男玉川村長から、開会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

○会長

皆さん、こんにちは。

本日は第2回都幾川村・玉川村合併協議会を開催いたしましたところ、委員各位におかれましては、 それぞれ大変公私ともお忙しいところをご出席いただきまして会議が開催できますこと、厚く御礼を 申し上げます。

今回の合併協議会、第2回目となります。今日は報告事項が1件、そして協議事項が26件と、非常に数が多くなっておりますけれども、皆様方の慎重ご審議をお願い申し上げまして、開会に当たりま

してのごあいさつといたします。

よろしくお願いいたします。

〇司会

ありがとうございました。

続きまして、ここで第1回目の協議会にご欠席でした都幾川村4号委員の関和委員より、自己紹介をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員

第4号委員の関和でございます。前回、初日の協議会には出席できなくて申しわけございませんで した。これから一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇司会

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

会議の議長は、都幾川村・玉川村合併協議会規約第9条第2項の規定によりまして、会長がこれに 当たることとなっておりますので、関口会長に議事の進行をお願いします。

○会長

それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。会議がスムースに運営できますように、皆様のご協力をお願い申し上げます。

まず、会議の成立の関係でございますが、本日の出席者は21名中20名でございます。本協議会規約第9条第1項に規定する過半数に達しておりますので、本日の会議は成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日の会議につきましては、当協議会会議運営規則にのっとりまして、傍聴定員30名により 進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の協議会の会議録署名人の指名でございますが、都幾川村の2号委員、岩田鑑郎委員さん、それと玉川村の4号委員、髙柳寛委員さん、この2名に署名人として指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、(1)報告事項でございますが、報告第6号 都幾川村・玉川村合併協議会会議録等の公開 に関する要領の制定について報告いたします。 事務局から報告をお願いいたします。

○事務局長

合併協議会事務局長の澁澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第6号の説明の前に、報告事項と協議事項の番号のつけ方について簡単にご説明させていただきたいと存じます。第1回協議会を11月12日に開催したところでございますが、今後会議に諮る報告事項及び協議事項の番号につきましては、すべて通し番号でつけたいと考えております。したがいまして、本日の報告事項は第6号から始まるということでございますので、ご承知おきいただければと存じます。

それでは、報告第6号 都幾川村・玉川村合併協議会会議録等の公開に関する要領の制定について ご説明いたします。資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条は、趣旨規定でございますが、協議会の会議の会議録及び会議に提出された資料の公開に関し必要な事項を定めるとしております。本協議会には都幾川村・玉川村合併協議会事務局規程第9条の規定によりまして、協議会の保有する情報の公開については、会長の属する村の情報公開の取扱いの例によることとされておるところでございますが、この要領は都幾川村・玉川村合併協議会会議運営規程第6条第2項の会議録及び会議資料の公開は、協議会の会長が別に定めるとの規定を受けまして、特に会議録と会議資料の公開に関して定めたものでございます。

第5条、公開の場所及び時間でございますが、都幾川村及び玉川村の各役場本庁舎としております。 第6条、複写に係る費用負担でございますが、公開申出者の負担とすると定めております。用紙の サイズは、A3判及びA4判の2種類とし、写しの作成に要する費用は、白黒1面につき30円とする ものでございます。

報告第6号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの報告第6号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。 はい、どうぞ。

○委員

2号委員の岩田でございますが、費用ですけれども、写しの作成に要する費用、白黒 1 枚30円というのは、一般的な額と理解してよろしいでしょうか。

○会長

事務局。

○事務局長

情報公開条例に基づきます費用といたしましては、都幾川村の情報公開条例では1面につき20円、 玉川村の情報公開条例につきましては、1面につき30円と規定されておるところでございます。した がいまして、この30円という金額につきましては、ほぼ妥当な金額ではなかろうかというふうに考え ております。

〇会長

よろしいですか。

○委員

はい、わかりました。

○会長

ほかに何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、報告第6号につきましてはご承認いただくことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長

ありがとうございます。

報告第6号につきましては、報告のとおり承認されました。

次に、(2) 協議事項でございますが、まず協議第11号 新町の名称の決定方法について、協議第12号 新町の事務所の位置の決定方法について、関連がございますので一括してご協議をお願いいたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、資料の3ページ、協議第11号 新町の名称の決定方法についてと、5ページ、協議第12号 新町の事務所の位置の決定方法について、一括して説明させていただきます。

本協議会の設置に先立って、去る10月に2村の村長、正副議長、助役等による事前の打合せが行わ

れ、合併の方向性について確認されたところでございますが、今回提案いたしました協議第11号及び 協議第12号は、その際の考え方をお示ししたものでございます。

まず、新町の名称の決定方法についてでございますが、1点目として新町の名称の選定に当たっては、住民公募は行わない。

2点目として、新町の名称については、地域の歴史、文化、地理的イメージ、知名度等を考慮し、合併協議会で決定するというものでございます。新町の名称の決定方法としては、深谷市・岡部町・川本町合併協議会のように法定協議会発足前に首長、議長等の合同会議で基本 4 項目を決定した例、ひたちなか市のように公募結果をもとに小委員会で協議し、候補名 1 点を協議会に報告し決定した例、西東京市のように小委員会において応募作品 5 点程度を選定後、市民意識調査の最多得票により決定した例などさまざまな方法がございます。最近は住民公募を行うところが多いようでございまして、自分たちの町に愛着を持っていただくためにも、住民公募により新町の名称を決定することは理想的な方法であるかと思います。

しかしながら、現実は必ずしも理想どおりにはいかないものでございまして、3町3村の合併協議会では新市の名称を1カ月近い期間をかけて一般公募したわけでございますが、応募があったのは2,000件程度、全世帯数の1割にも満たない応募件数でございます。また、新市名称の候補も、比企市、みどり市、みどり野市など、比企市はともかくといたしましても、その他の候補は地域の歴史や地理的イメージとはかけ離れたものが多かったように思われます。

そこで、新町の名称の選定に当たっては住民公募は行わず、地域の歴史、文化、地理的イメージ、 知名度等を考慮し、合併協議会で決定しようとするものでございます。なお、資料の4ページに両村 の合併の沿革についての資料がございますので、ご参照いただければと存じます。

次に、新町の事務所の位置の決定方法についてでございますが、1点目として新町の事務所は、現 庁舎を活用することとし、分庁方式とする。

2点目として、新町の事務所の位置は、住民の利便性等を考慮し、合併協議会で決定するというものでございます。都幾川村の役場庁舎も玉川村の役場庁舎も、本庁機能を集約するには面積的に手狭でございます。かといって、新庁舎を建設するような財政的余裕もございません。そこで、いずれかの役場庁舎を本庁舎とし、もう片方の庁舎を分庁舎としようとするものでございます。なお、資料の6ページに庁舎の活用方式、両村の現庁舎の状況をまとめた資料がございますので、ご参照いただければと存じます。

協議第11号及び協議第12号につきましては、以上でございます。

〇会長

ただいまの協議第11号及び協議第12号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいた します。 はい、どうぞ。

○委員

玉川の馬場ですけれども、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、新町の名称についてですが、 先ほどの事務局の説明ですと、10月に両村長以下議長を含めた事前打合せを行ったということですが、 それのところをもう少し詳しく。そして、今いろいろと具体的な名前等も実際うわさで聞いておりま すけれども、その辺のところはどういう動きなのか、もう少し詳しくお聞きしたいと思いますが、よ るしくお願いいたします。

〇関口会長

それでは、私の方から答えさせていただきますけれども、新町のまず名称について公募は行わないと、この辺からなのですけれども、これは今事務局長の方からお話がありましたように、3町3村のときにアンケート、公募は行ったわけですけれども、先ほど説明がありましたように8万8,000人の人口の中で2,126件という応募がありました。これは3町3村だけではなくて、外部からの応募もいいということでやったのですが、パーセントでいきますと2.4%ぐらいの応募の数でありました。その中で小委員会に、この中で出た方もいると思うのですが、五十音別に言いますと、五つに絞った中で西比企市、比企丘陵市、みどり市、みどり野市と、この五つが最終的には候補に上がったわけですけれども、その中の比企市が応募総数の中で396票、全体の18.6%を占めておりましたけれども、この比企市は東松山市・吉見町の合併協もありまして、そちらとの話し合いの中で比企市は使わないということになりますと、西比企市か比企丘陵市かみどり市かみどり野市か、この四つからの選定ということだったのですが、この選定結果が出る前に滑川町の住民投票で3町3村の合併協議会が解散したということになっております。

それから、この名称なのですけれども、先ほど議長さんを含めた村の幹部等で話したときに、第1回のときに皆さんにお話をしましたけれども、玉川村におきましては明治22年に合併しておりまして、1郷3村、玉川郷と三つの村が合併して玉川村という名前になりました。皆さんお手元にあります都幾川村におきましても、昭和の合併のときに明覚村と平村と大椚村と、この三つが合併いたしまして都幾川村ということで発足しております。玉川村に関しましては116年間の歴史があります。そして、都幾川村にとりましても約50年の歴史があります。ですから、今回の都幾川と玉川村の合併のときは、ここに書いてありますように、やはり地域の歴史、文化、地理的イメージ、知名度等を考慮して、都幾川村か玉川村かどちらかの名前を使ったらいいのではないか、そんな具体的な話もあります。そうした中で、できれば名前をどちらか取った方は庁舎は譲るという形にしたらどうかと、そんな案も出ておりました。最終的には、先ほど言いましたように協議会で決定するということで、きょうは合併協議会で決定するということを決めていただきまして、細部につきましては次回の協議会で詰めてい

ただければと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

○委員

そうすると、まだ名称は出ていないということ。次回の会議で決定するということですか。そういうことでよろしいのですか。今回は公募しないで.....。

○事務局長

本日の会議におきましては、名称の決定方法、それから事務所の位置の決定方法についてご協議をいただいた上で、ご了解いただければ、次回の第3回合併協議会において新町の名称候補、それから事務所の位置の案、こういったようなものをご提案させていただきたいというふうに考えております。

○委員

はい、わかりました。

〇会長

はい、どうぞ。

○委員

先ほどから話が出ています両村長、両議長、その他幹部という話がございましたが、私この合併が 支障なくスムースに行われるようにということで、準備委員会という名称だったと思うのですけれど も、入らせていただいてそのような話をした記憶がございますが、次回の合併協議の中で名称をある いは事務所を決めるとすれば、今現在は案としてあるのだろうと思うのですけれども、その中で話も したわけでございますが、今現在どのような案があるのか話していただいて、そのようなところで12月 13日ですか、次回の日程が出てくると思いますけれども、次回の合併協議会で我々が検討した中でそ ういうことを決められれば。いきなり会議で出されて、これでどうかと言われても、我々も非常に困 りますので、あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○会長

岩田委員の方からもそんな話が出ましたけれども、皆さんどうですか。名称と位置につきましては、 今回合併協議会で決定するということで皆さんにお諮りして、それが決まりましたらば、次回に提案 するということでよろしいでしょうか。

○委員

馬場ですけれども、ぜひそうしてもらいたいのですけれども、今回の合併は先が見えていますし、協議事項もたくさんあるわけですから、ある程度決められることは、その会議、会議で私は決めていった方がいいと思うのです。ですので、そういう意味で今岩田委員さんおっしゃったように、もしそういう名前が出ているのであれば、出していただいて、次回検討して決定するという方法にしていただきたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○会長

今回の協議第12号に関しましては、そういうのは協議会で決定するかどうかということをお諮りしていますので、まずそういうことになって、ぜひ名前の方もということになれば、また追加議案ということになると思うのですが、次回にするか追加議案で出すかということになるのですけれども、できればちょっと時間を置いて、次回冒頭に提案するということでご承認いただければと思うのですが。はい、どうぞ。

○委員

2号委員の岡野ですが、協議11号の中で1項目めの新町の名称の選定に当たっては、住民公募は行わないと明記してございます。これを今のお話ですと、あくまでも合併協議会の中で決定していくということであれば、何か住民の方が見たときに、住民公募、これがないという文言を入れてしまっていいのかどうか、その辺をちょっと。むしろそれよりも、合併協議会で決定するもしくはまたこの1号を削除してしまう。どうでしょうか。

○会長

岡野委員さんの方からそういう話が出ましたけれども、皆さんどうでしょうか。 はい、どうぞ。

○委員

3号委員の杉田でございますが、これは先ほど事務局長の方からも報告といいますか、説明がございましたけれども、この選定方法についてはいろんな方式がありますよということで説明があったところですけれども、やはり原則的にこの協議会の中で最終的には決めるわけですけれども、そこに至るまでの経緯についても協議会の方で責任を持ってということでの意思表明といいますか、宣言的な部分でもあろうかと思いますし、そういった決定方法について、選考過程について、候補の挙げ方についても協議会の中で決めるのだよということを、これも最終的には住民の皆様に広報もいたすわけですけれども、経過もわかるようなということであえて入れている部分もあろうかと思いますので、この表現で、提案どおりの表現でいかがかなというふうに思っております。

以上です。

○会長

ほかにご意見等ありますか。ございませんか。 〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第11号及び協議第12号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長

ありがとうございます。

協議第11号及び協議第12号につきましては、原案のとおり決定されました。

なお、ただいまいただきましたご意見を踏まえまして、新町の名称及び事務所の位置につきまして は、次回協議会以降に提案いたしたいと思っておりますので、その際またご協議をお願いできればと 思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、協議第13号 協定項目10 地方税の取扱いについてご協議をお願いいたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第13号 協定項目10 地方税の取扱いについてご説明いたします。

差替用の資料9ページ以降をごらんいただきたいと思います。こちらに各税目ごとに都幾川村、玉川村それぞれの現況がどのようになっているのか、これをどのような方針で調整していくのか、一覧表にまとめてございます。これらの調整方針等を事務事業ごとにまとめたものが資料の7ページ、8ページにございます調整方針案でございます。協議第14号以降につきましても同様の方法で資料を作成してございますので、ご了承いただきたいと存じます。

また、これからの調整方針案の中に統合、再編等の文言が出てまいりますので、ここで簡単に説明をさせていただきたいと存じます。事務事業の調整に当たりましては、現行のとおりとするのか、廃止をするのか、一元化するのか、この三つの選択肢に分かれようかと思います。この中で一元化の方法として統合と再編、こちらに分類をしております。統合とは、2村で制度はあるが内容に相違がある、あるいは都幾川村、玉川村のいずれかに制度がない事項について、都幾川村、玉川村のいずれかの村の例に調整する方法を言います。

また、再編とは、2村で制度はあるが、内容に相違がある、あるいは都幾川村、玉川村のいずれかに制度がない事項について、各制度をもとに新たな制度として構築していく方法、これを言います。例えば本日の配付資料59ページをごらんいただきたいと存じますが、こちらに男女共同参画計画に関することについて再編すると書いてございます。この男女共同参画計画につきましては、都幾川村にも計画がございますし、玉川村にも計画がございます。こういったようなものをいずれか一方を取るのではなくて、いずれの制度も新たに組み直して新たな一つの計画をつくると。そういった意味では、新規に策定するといったような色彩が濃いのではないかと思います。このような用語の使い方で順次説明してまいりたいと存じますので、ご了解いただきたいと存じます。

それでは、調整方針案を朗読いたします。

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

1、個人市町村民税

- (1) 均等割の税率については、標準税率の3,000円とする。
- (2) 所得割の税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (3) 特別徴収、普通徴収の納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (4) 減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

2、法人市町村税

- (1) 均等割、法人税割の税率は、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 減免については、合併時に再編する。

3、固定資産税

- (1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (3) 減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

4、軽自動車税

- (1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 納期については、合併時に統合する。
- (3) 減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

5、市町村たばこ税

(1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

6、鉱産税

- (1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 課税免除については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (3) 納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

7、特別土地保有税

(1) 徴収猶予分は、新町に引き継ぐ。

8、入湯税

- (1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 課税免除は、合併時に再編する。
- (3) 徴収方法については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

地方税につきましては、普通税としての市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、また目的税としての入湯税について調整する必要がございますが、2村とも税率、納期等はほとんど同じでございます。2村で異なりますのは、市町村民税において、都幾川村では特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人、いわゆるNPO法人に対する条例減免措置があること、入湯税において、玉川村では入湯料1,000円以下の施設が課税免除となっていること及び軽自動車税における納期でございます。したがいまして、地方税の取扱いにつきましては、基本的には現行のとおりでございまして、市町村民税に係る条例減免、入湯税に係る課税免除及び軽自動車税に係る納期につきまして、合併時に再編、統合しようとするものでございます。

協議第13号につきましては、以上でございます。

〇会長

ただいまの協議第13号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。 何かご質問等ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇会長

それでは、お諮りいたします。

協議第13号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第13号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第14号 協定項目11 財産の取扱いについて、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第14号 協定項目11 財産の取扱いについてご説明いたします。資料の18ページを ごらんいただきたいと存じます。 財産の取扱いについて、次のとおり提案する。

2村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

財産には、資料の19ページにございますように公有財産、物品、債権、基金といったプラスの財産 もあれば、地方債等のマイナスの財産、つまり債務もございます。昭和の大合併では、平村と大椚村 がそれぞれ所有していた村有林を財産区に承継したようでございますが、今回は2村の所有する財産 及び債務はすべて新町に引き継ごうとするものでございます。

協議第14号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第14号につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第14号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第14号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第15号 協定項目13 条例、規則等の取扱いについて、事務局より説明お願いします。

○事務局長

それでは、協議第15号 協定項目13 条例、規則等の取扱いについてご説明いたします。資料の24ページをごらんいただきたいと存じます。

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 1 合併と同時に町長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行させるもの。
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの。
- 3 合併後逐次制定し、施行させるもの。

第1回の本協議会におきまして、合併の方式は新設合併とすることをご確認いただいております。 ご案内のとおり、新設合併の場合は、都幾川村、玉川村ともに合併日の前日をもちまして法人格が消滅するということになりますことから、現在都幾川村、玉川村で施行されております条例、規則等はすべて効力を失うこととなります。このため、新町におきましては、必要な条例、規則等は新町において新たに制定、施行する必要がありますことから、その整備についてご協議をお願いするものでございます。

協議第15号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第15号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第15号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第15号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第16号 協定項目15 一部事務組合等の取扱いについて協議をお願いします。 事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第16号 協定項目15 一部事務組合等の取扱いについてご説明いたします。資料の 26ページをごらんいただきたいと存じます。

- 一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。
- 1 都幾川、玉川水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新町の職員として引き継ぐものとする。
- 2 小川地区衛生組合、比企広域市町村圏組合、埼玉県市町村職員退職手当組合、埼玉県市町村消防災害補償組合、埼玉県市町村交通災害共済組合、彩の国さいたま人づくり広域連合については、2村は、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入する。

一部事務組合とは、普通地方公共団体の事務の一部を共同処理するための地方自治法上の制度でございまして、都幾川村、玉川村では資料の27ページ、28ページにかけて記載してございます1番の都幾川、玉川水道企業団から6番の埼玉県市町村交通災害共済組合まで六つの一部事務組合に加入をしております。また、7番の彩の国さいたま人づくり広域連合につきましては、地方自治法上の広域連合でございまして、広域的に処理することが適当な事務について広域計画を作成し、それを総合的、計画的に処理していく組合でございます。具体的には、市町村職員に対する研修がその主な活動内容となっております。

都幾川、玉川水道企業団につきましては、構成団体都幾川村と玉川村でございますので、構成団体がすべて合併するわけでございますので、解散の手続をとる必要がございます。具体的には、構成団体である両村の議会の議決、首長の協議を経て県知事に届出をすることによりまして、初めて新町に引き継がれるということになります。同様の事例は、浦和市、大宮市、与野市で構成しておりました県南水道企業団、これが3市合併に伴いまして同じような手続をとっております。

その他の一部事務組合、広域連合につきましては、合併後も引き続き加入する必要がございますので、調整方針案のような手続をとろうとするものでございます。

協議第16号につきましては、以上でございます。

〇会長

ただいまの協議第16号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。 ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇会長

それでは、お諮りいたします。

協議第16号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第16号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第17号 協定項目16 使用料、手数料等の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第17号 協定項目16 使用料、手数料等の取扱いについてご説明いたします。資料の29ページをごらんいただきたいと存じます。

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り速やかに統合を図る。
 - 2 占用料については、原則として合併時に再編する。
- 3 手数料については、2村におけるこれまでの料金改定の経緯や、受益者負担の原則を基本に、 サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統合する。

使用料につきましては、施設の規模、内容、程度等がさまざまでございますので、原則として現行のとおりとする考えでございますが、小中学校の夜間照明など同一又は類似する施設の使用料につきましては、可能な限り速やかに統合を図る。つまり合併時に統合できるものは、合併時に統合すると、こういったような考え方でございます。

協議第17号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第17号につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。 はい、どうぞ。

○委員

岩田でございますが、合併時に当たっての使用料、手数料等について、それ以外にも福祉等いろいるあるのですけれども、サービスは高い方に、負担は低い方にという原則が言われていると思うのですけれども、ぜひそれを貫いていただきたいというふうに思います。これは意見です。よろしくお願いします。

○会長

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第17号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第17号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第18号 協定項目17 公共的団体等の取扱いについて協議をいたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第18号 協定項目17 公共的団体等の取扱いについてご説明いたします。資料の36ページをごらんいただきたいと存じます。

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

共通の目的を持ち、2村合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の事情を尊重しながら、統合または再編するよう調整に努めるものとする。

公共的団体とは、農協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、赤十字社等の厚生社会団体、 青年団、婦人会等の文化事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものは、すべてこれに含まれると の行政実例がございまして、地方自治法では普通地方公共団体の長は、区域内の公共的団体等の活動 の綜合調整を図るため、これを指揮、監督することができるということになっております。 2 村の区 域内にある公共的団体は、おおむね資料の38ページ、39ページにまとめた団体ではなかろうかと存じ ます。

また、市町村の合併の特例に関する法律では、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないというふうに規定をされております。このようなことから、公共的団体等の取扱いについて協議していただくものでございます。

協議第18号につきましては、以上でございます。

〇会長

それでは、協議第18号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。 ありませんか。

はい、どうぞ。

○委員

2号委員の浜添でございます。

住民福祉関連で38ページの高齢者事業団という、玉川村は生きがい事業団と名称になっております。 今全国的にシルバー人材センターとして名前が皆さんに公表されておりまして、高齢者事業団も生き がい事業団も今度再編としてシルバー人材センターとして名前をしていただけると、私たちもいろんなところに視察に行きますときに、ちょっといろいろな面で合わないというのでしょうか、そういうものを要望していきたいと思います。

○事務局長

先ほどご意見いただいた点につきましては、その具体的な団体の事業内容がどの程度のものなのか、 また規模がどの程度なのか、法人格を取得する必要があるのかどうか、こういった点も含めまして検 討してまいりたいと考えておりますので、ご了解賜りたいと存じます。

○委員

よろしくお願いします。

〇会長

ほかにありますか。

はい、どうぞ。

○委員

4号委員の村田でございます。

39ページ、私は玉川村の愛育班に属していますけれども、都幾川村では愛育班が今ないのですけれども、例えばそのかわりに都幾川村健康おばさんの会というのがあります。こういう団体はそれぞれの地域性に歴史があると思うのです。こういうものもすべて統合していくのか、このままの名前でというそういう話し合いというのは、団体同士の話し合いというのはあるのですか。

○会長

事務局。

○事務局長

今後の再編整備の進め方についてでございますけれども、やはりそれぞれの団体の設立の経緯であるとか事情等さまざまであろうかと思います。したがいまして、類似のものについては、できるだけ統合したいというふうに考えておりますけれども、特別の事情があるものについては、やはりその地域特性を活かしてそのまま存続させると、こういったようなことも必要になってくるかと思います。いずれにいたしましても、今後両村の関係課を通じまして協議の場を設けて、一元化事務を進めていくと、統合しないものは統合できないで存続していくと、このような形になろうかと思いますので、

ご理解いただければと思います。

○委員

ありがとうございました。

〇会長

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、協議第18号につきましてお諮りいたします。

協議第18号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第18号につきましては、原案のとおり決定とさせていただきます。

おおむね1時間ほどたちましたので、ここで10分ほど休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いします。再開は3時5分にしますので、よろしくお願いします。

(休憩 午後 2時53分)

(再開 午後 3時06分)

○会長

それでは、再開いたします。

続きまして、協議第19号 協定項目18 補助金、交付金等の取扱いについて協議をお願いいたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第19号 協定項目18 補助金、交付金等の取扱いについてご説明いたします。資料の40ページをごらんいただきたいと存じます。

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

補助金、交付金等については、2村における従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、公益性、有効

性、公平性の観点から見直しを図り、次の方針により調整する。

- 1 2村で同一あるいは、同種の団体に対する補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、できるだけ早い機会に統合の方向で調整する。
- 2 2 村独自の補助金等については、従来の経緯、実績等を尊重し、新町全体の均衡を保つように 調整する。
- 3 事業の方向性を考慮し、整理、統合できる補助金等については、各担当課により統合または廃 止の方向で調整する。

補助金、交付金等につきましては、団体や個人を対象とした事務あるいは事業に対して助成するもの、または組織の運営を支援するためのものなどがございます。2村にかかわる補助金、交付金等について、資料の42ページから47ページにかけてまとめてございますが、相当な数があり、またそれぞれの補助金、交付金等には従来からの経緯や実績等があろうかと存じます。これらに配慮しつつ、公益性、有効性、公平性の観点から見直しを図ろうとするものでございます。

協議第19号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第19号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。 ありますか。

はい、どうぞ。

○委員

玉川の2号委員の前田ですけれども、合併というのは先ほど岩田委員から出ましたように、サービスは高く、負担は安くというのが大きな目的であろうかと思うのですが、補助金に対しましてはかなりむだな補助金というのが多いように見受けられます。こういういい機会でございますので、基本的に調整方針の中に、なるべくなら廃止できるものは廃止するというふうな方向で見直しを調整していただけるようにお願いをしたいと思います。

○会長

はい。

○事務局長

事務局といたしましても、3番に書いてございますとおり、整理、統合できる補助金等につきましては、統合又は廃止の方向で調整してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○会長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第19号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第19号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第20号 協定項目19 字名の取扱いについて協議をいたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第20号 協定項目19 字名の取扱いについてご説明いたします。資料の48ページを ごらんいただきたいと存じます。

字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

字の区域及び名称については、原則として現行のとおりとする。

全国的に見ましても、住民生活に混乱を招かないようにと、こういったような考え方から、字名に つきましては、現行のとおりとする例が多いようでございます。

協議第20号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第20号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第20号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第20号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第21号 協定項目20 慣行の取扱いについて協議をお願いいたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第21号 協定項目20 慣行の取扱いについてご説明いたします。資料の50ページを ごらんいただきたいと存じます。

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 村章、村の花等、村民憲章、宣言、村表彰等については、新町において再編する。
- 2 名誉村民制度については、新町において再編する。
- 3 村長の主催する儀式(行事)については、新町において再編する。

慣行の取扱いの協議の対象でございますが、これは法律に基づくものではございませんでして、それぞれの村のシンボル的に定めたものや伝統的に受け継がれたもの、こういったものを慣行の中で取扱うこととしております。これらの慣行につきましては、新町において再編しようとするものでございます。

協議第21号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第21号につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。 よろしいですか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第21号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長

ありがとうございます。

協議第21号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、協議第22号 行政区(行政連絡機構)の取扱いについて協議をいたします。 事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第22号 協定項目21 行政区(行政連絡機構)の取扱いについてご説明いたします。 資料の54ページをごらんいただきたいと存じます。

行政区(行政連絡機構)の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 区長会との連絡調整については、現行のとおりとし、合併後に区長会と協議する。
- 2 行政区については、現行の名称及び区域を新町に引き継ぎ、その後調整する。

資料の55ページにもございますように、都幾川村には34の行政区が、また玉川村には21の行政区がございますが、行政区、区長の活動内容は、関係課及び地域各種団体との連絡調整、村への要望の受付、広報紙等の配布及び回覧、警察署との連携など広報広聴活動を行う上でなくてはならない存在でございます。特に合併により、地域の声が行政に届かなくなってしまうのではないかとの住民の不安を解消するためにも、行政区、区長の存在は今まで以上に重要となってまいります。したがいまして、行政区の取扱いにつきましては、合併後の新町におきまして各種事務事業がソフトランディングできるよう現行のとおりとし、合併後に区長会と十分協議しながら調整していこうとするものでございます。

協議第22号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第22号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。 ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第22号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長

ありがとうございます。

協議第22号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第23号 協定項目22 1 人権政策事業の取扱いについて協議をいたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第23号 協定項目22 1 人権政策事業の取扱いについてご説明いたします。資料の56ページをごらんいただきたいと存じます。

人権政策事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 国連10年行動計画・実施計画については、合併後、速やかに新たな計画を策定する。
- 2 同和対策(行政・教育)基本方針については、合併後、速やかに再編する。
- 3 人権尊重の村宣言については、合併後、新町において再編する。

人権問題を解決することは国民的課題でありますことから、合併後速やかに再編しようとするものでございます。

協議第23号につきましては、以上でございます。

○会長

協議第23号 協定項目22 1 人権政策事業の取扱いについて、今説明ありましたけれども、何かご質問等ございますか。いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第23号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第23号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第24号 協定項目22 2 女性政策事業の取扱いについて協議を行います。 事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第24号 協定項目22 2 女性政策事業の取扱いについてご説明いたします。資料の59ページをごらんいただきたいと存じます。

女性政策事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

男女共同参画計画に関することは、合併後、速やかに再編する。

男女共同参画計画につきましては、男女共同参画社会基本法に、当該市町村の区域内における男女 共同参画の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならないと の計画策定の努力規定がございますことから、合併後速やかに再編しようとするものでございます。 協議第24号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第24号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。 はい、どうぞ。

○委員

2号委員の浜添でございます。

今調整方針等の中に男女共同参画計画に関することは、合併後速やかに再編するとうたわれております。ただ、この中で新設町ができるわけですから、条例制定をについてきょう本庁の方にお電話いたしまして、いろいろな資料を送っていただきました。それで、条例制定をやっていますのが19市町です。それから、検討していますのが14市町です。17年度以降の検討というところに小川町と横瀬町、江南町、騎西町の4町が検討していくということです。それと、条例の制定をされていますのが、町村で言いますと嵐山町、上里町、岡部町、松伏町が条例を制定しております。行動計画は都幾川村も玉川村もされておりますので、新設になりまして、条例を制定していただいて、それからいろいるな形で男女共同参画を検討していただければいいかなと思いますが、その点についてお願いいたします。

〇会長

では、事務局。

○事務局長

男女共同参画社会を実現していくために、計画だけでは足りないのか、条例まで設置しなければ実現できないのか、こういったような観点から検討が必要ではなかろうかというふうに考えております。合併まで限られた時間という中で、果たして条例制定まで合意ができるのか、こういったような問題等もございますので、今回の方針といたしましては、既存の計画、こちらを新たに再編するということにとどめまして、新たな条例の制定につきましては新町におきましてご検討いただければと、このように考えておりますので、ご了解賜りたいと存じます。

○委員

よろしくお願いいたします。

○会長

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第24号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第24号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第25号 協定項目22 3 電算システム事業の取扱いについて協議いたします。 事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第25号 協定項目22 3 電算システム事業の取扱いについてご説明いたします。 資料の61ページをごらんいただきたいと存じます。

電算システム事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に電算システムの統合を図るものとする。

- 1 住民情報システムは、合併時に統合する。
- 2 住民情報以外のシステムについては、各事務事業の一元化作業により調整を図る。

電算システム事業につきましては、現在の事務処理には欠かせないものでございまして、役場での窓口対応においてあるいは行政内部での事務処理など、多くの場面でコンピューターによる処理が行われております。特に他のコンピューターとのネットワークにより処理するものや膨大なデータを処理する場合には、その処理専用に開発されたプログラム、これを使用するなどしており、合併に向けた事務処理の調整に当たりましては、これらの電算システム統合に向けた調整も重要なものとなってまいります。資料の62ページ、こちらにございますように住民情報システムにつきましては、住民票、印鑑登録、税、福祉など住民情報としてのデータを使用するシステムでございまして、住民サービスに係る事務やそれに関連する内部事務に関して基幹となるシステムであることから、合併に当たって

は最優先に検討しなければならないものでございます。そこで、合併時には、まず住民情報システムから統合していこうとするものでございます。

協議第25号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第25号につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。 はい、どうぞ。

○委員

岩田でございます。

この膨大な資料を統合するについて、これの作業によって合併の時期等も決まってくるのではないかというふうに考えますが、前回の参考資料の中に18年の2月ということが想定されていますけれども、今からこの作業を1カ月詰めるあるいは2カ月詰める、そのようなことが可能なのかどうかという見通しがあるのかどうか、お聞かせいただければと思いますが。

○会長

事務局。

○事務局長

結論から申し上げますと、合併することが確実になってからの作業ということになりませんと、やはり合併が万が一こじれた場合の費用負担の問題が出てまいります。そういたしましたことから、合併についてある程度方向性が確認とれたという段階において作業を進めるということになろうかなというふうに思っております。具体的には、3月の県への合併申請、こういったようなころがその適当な時期なのではないかと、このように考えておるところでございます。

以上です。

〇会長

よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇会長

それでは、お諮りいたします。

協議第25号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長

ありがとうございます。

協議第25号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第26号 協定項目22 4 情報公開、個人情報保護制度の取扱いについて協議を いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第26号 協定項目22 4 情報公開、個人情報保護制度の取扱いについてご説明いたします。本日配付いたしました差替の資料64ページをごらんいただきたいと存じます。

情報公開、個人情報保護制度の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 情報公開、個人情報保護制度については、合併時に再編する。
- 2 情報公開・個人情報保護審査会及び情報公開・個人情報審議会については、合併時に再編する。 情報公開、個人情報保護制度に係る2村の主な相違点についてでございますが、資料の65ページの 中ほどにございますように、情報公開制度において請求者の定義が、都幾川村では村内在住・在勤ま たは在学の者、村内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体、実施機関が行う事務 事業に利害関係を有するものとされておりますが、玉川村では何人でも公開請求できることとされて おります。また、コピー代も都幾川村では20円ですが、玉川村では30円になっております。

また、資料の66ページの一番下に記述がございますように、都幾川村には情報公開・個人情報保護 審議会が設置されておりますが、玉川村には設置されておりません。このような相違点について、合 併時に再編しようとするものでございます。

協議第26号につきましては、以上でございます。

○会長

協議第26号につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第26号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長

ありがとうございます。

協議第26号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第27号 協定項目22 5 広報広聴事業の取扱いについて協議をお願いいたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第27号 協定項目22 5 広報広聴事業の取扱いについてご説明いたします。資料の67ページをごらんいただきたいと存じます。

広報広聴事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 広報紙は、月1回発行とし、発行日及び配布方法は合併時に再編する。
- 2 ホームページは、合併時に再編する。
- 3 要覧については、合併後1年を目途に再編する。
- 4 村長への手紙・Eメール・村政モニター制度については、合併時に再編する。

広報広聴事業につきましては、行政へのご理解、参画意識の醸成などのために、行政情報をわかり やすく迅速かつ正確に住民の皆様に提供するとともに、行政に関するご意見やご提案などを行政運営 の参考にするために合併時に再編し、引き続き実施するものでございます。

なお、広報関係につきましては、合併に伴いますさまざまな手続や窓口の変更あるいは住民の皆様への周知を十分に図っていく必要がございます。このため、合併後の皆様の不安解消と住民サービス低下を防止するため、新町におきましても情報提供が十分に発揮できるよう広報紙やホームページなども活用いたしまして、迅速かつ的確な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

協議第27号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第27号につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第27号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長

ありがとうございます。

協議第27号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第28号 協定項目22 6 交際交流、広域交流事業の取扱いについて協議をいた します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第28号 協定項目22 6 交際交流、広域交流事業の取扱いについてご説明いたします。資料の71ページをごらんいただきたいと存じます。

国際交流、広域交流事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 国際交流に関する事務の負担金については、合併時までに調整する。
- 2 海外派遣事業については、合併後速やかに再編する。

海外派遣事業につきましては、都幾川村で平成15年度から実施している事業でございます。平成16年度におきましては、7月26日から8月3日の9日間、中学生16名をニュージーランドに派遣したところでございますが、参加した生徒一人一人の海外体験の感動や視野の広がりが感じられるとともに、英語に対する学習意欲も高まっております。また、その効果もこの事業に参加した生徒はもちろんのこと、参加しなかった生徒にもよい影響を与えているようでございます。このようなことから、海外派遣事業につきましては、合併後も新町の生徒を対象に引き続き実施したいと考えております。

協議第28号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第28号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇会長

それでは、お諮りいたします。

協議第28号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第28号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第29号 協定項目22 7 消防、防災事業の取扱いについて協議をお願いいたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第29号 協定項目22 7 消防、防災事業の取扱いについてご説明いたします。資料の73ページをごらんいただきたいと存じます。

消防、防災事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1、消防事業

2村に設置されている消防団は、合併時に再編する。

- 2、防災事業
- (1) 地域防災計画については、合併後速やかに策定する。なお、策定までの間は、2村の計画により運用する。
- (2) 防災会議については、合併時に再編する。
- (3) 災害対策本部については、合併時に再編する。
- (4) 防災行政無線については、現行のとおりとする。なお、合併後段階的に再編する。
- (5) 防災訓練については、訓練の実施方法及び内容等、合併後速やかに再編する。

防災行政無線につきましては、無線放送のための機器類が両村で異なっていることや、現在の機器類がまだ十分使えること、難聴地区解消のための固定系子局の増設は、年次計画を立てて実施していく必要がありますことから、現行のとおりとするものでございます。

また、防災訓練につきましては、訓練の実施方法や内容等十分周知する必要があるとともに、地域 住民の皆様のご理解とご協力が必要となってまいりますことから、合併後速やかに再編することとし ております。その他の防災事業につきましては、合併時に再編しようとするものでございます。

協議第29号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第29号につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。ありませんか。 〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第29号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第29号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第30号 協定項目22 8 交通対策事業の取扱いについて協議をいたします。 事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第30号 協定項目22 8 交通対策事業の取扱いについてご説明いたします。資料の77ページをごらんいただきたいと存じます。

交通対策事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 鉄道会社に対する要望活動については、新町に引き継ぐものとする。
- 2 バスの運行については、合併後速やかに再編する。それまでの間は現行のとおりとする。
- 3 交通安全計画については、合併後速やかに新町交通安全計画を策定する。それまでの間は、現 行のとおりとする。

バスの運行につきましては、国土交通省の許認可等に時間を要しますことから、合併時点では現行のとおりとするものでございますが、現行ルートの延長といたしまして、玉川 都幾川 越生駅ルート、都幾川 玉川 小川町駅ルート、さらには町内循環ルート、こういったような運行も視野に入れながら、合併後速やかに再編したいと考えております。

協議第30号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第30号につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、協議第30号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、協議第30号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第31号 協定項目22 24 水道事業の取扱いについて協議をお願いいたします。 事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第31号 協定項目22 24 水道事業の取扱いについてご説明いたします。資料の79ページをごらんいただきたいと存じます。

水道事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、水道使用証明手数料については、合併時に両村の照明手数料に合わせる。
 - 2 後野地区簡易給水施設については、合併後上水道事業に編入する。
 - 3 西ノ沢簡易水道、大野簡易水道、七重簡易水道においては、合併後、再整備を進める。

水道事業につきましては、これまで都幾川、玉川水道企業団により実施してきたわけでございます ので、水道料金等につきましては、合併後も現行のとおりでございます。

また、西ノ沢簡易水道、大野簡易水道、七重簡易水道につきましては老朽化が進んでおりまして、 保健衛生上の観点から今後の方向性といたしましては、簡易水道としての再整備あるいは上水道事業 への編入といういずれかの選択肢を選択する必要がございます。簡易水道としての再整備であれば、 国庫補助採択の可能性、補助対象事業費の4割が国庫補助ということになりますが、その可能性がご ざいますが、上水道事業への編入に対しましては国等の財政支援措置はございません。したがいまし て、西ノ沢簡易水道等につきましては、合併後簡易水道として再整備を進めていくことになろうかと 存じます。

協議第31号につきましては、以上でございます。

〇会長

ただいまの協議第31号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。 どうぞ。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇会長

それでは、お諮りいたします。

協議第31号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第31号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第32号 協定項目22 26 学校教育事業の取扱いについて協議をお願いいたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第32号 協定項目22 26 学校教育事業の取扱いについてご説明いたします。資料の87ページをごらんいただきたいと存じます。

学校教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 教育委員に関することは、合併時に再編する。
- 2 学校の施設整備計画は、合併時までに各小中学校の現状を把握し、合併後現行の整備計画をもとに中長期計画を作成し対応する。
 - 3 奨学資金は、合併時までに再編する。
 - 4 要保護・準要保護児童生徒の就学援助は、合併時に再編する。
 - 5 特殊教育児童生徒の就学補助は、合併時に再編する。
- 6 遠距離通学費補助は、合併後に再編する。当面は現行のとおりとする。基準については、通学区域の見直しにあわせて検討する。
- 7 小中学校通学区域設定に関することは、合併後に再編する。当面は現行のとおりとするが、弾力的な運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新町において速やかに小中学校の適正規模、適切配置の検討とあわせ通学区の見直しを行う。
 - 8 語学指導助手に関することは、合併時に再編する。
- 9 スクールバスの管理運営に関することは、合併後に再編する。当分の間は現行のとおりとし、合併後新町において、通学区域の見直しとあわせて検討する。
 - 10 就園奨励費援助は、合併時までに再編する。
 - 11 私立幼稚園園児保護者補助金は、合併時までに再編する。

- 12 学校給食の実施は、合併翌年度当初より統合する。
- 13 給食会計は、合併後速やかに統合する。

奨学資金の貸付につきましては、資料の89ページ、こちらにございますように玉川村で昭和59年度から実施している事業でございます。玉川村出身の故関口茂八氏が有為の人材の育成のために活用してほしいということで、玉川村に1億円を寄附されまして、その1億円を基金に積んで実施している事業でございます。この奨学資金貸付事業につきましては、合併時までに再編することとしておりますので、資金の貸付対象が新町に住所を有する生徒に拡大することとなります。奨学資金の貸付状況によりましては、基金の増額も必要かと考えておるところでございます。

また、小中学校通学区域設定に関することにつきましては、合併後に再編することとしておりますが、それまでの間は弾力的な運用によりまして、例えば都幾川村番匠の児童生徒は、希望があれば玉川小学校、玉川中学校に通学することも可能となります。将来的には、通学区域の見直しや自由化も含めて検討したいと考えておるところでございます。

また、語学指導助手に関することにつきましては、資料の92ページ、こちらにございますように、 都幾川村では外国青年招致事業、いわゆるJETプログラムでございますが、外国人1人を都幾川中 学校に週4日、小学校に週1日配置しております。そのほかには小学校に民間からの語学指導助手を 配置しております。

一方、玉川村では小中学校に民間からの語学指導助手を配置しているわけでございますが、合併時 に再編し、引き続き外国青年招致事業、いわゆるJETプログラムを活用したいと考えております。

また、学校給食の実施につきましては、資料の95ページ、こちらにございますとおり玉川村給食センターの施設も建設してから年数がたっておりますことから、合併の翌年度の当初、つまり平成18年度から都幾川村給食センターを活用し実施してまいりたいと考えております。

このように2村が合併することによりまして、学校教育事業では奨学資金の貸付、通学区域の弾力化、生きた外国語教育、学校給食等さまざまな点で合併効果が期待できるものと考えております。 協議第32号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第32号につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。 「なし」と言う人あり〕

〇会長

それでは、お諮りいたします。

協議第32号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

○会長

ありがとうございます。

協議第32号につきましては、原案のとおり決定されました。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。10分間ほど休憩をとりたいと思います。

(休憩 午後 3時48分)

(再開 午後 3時59分)

○会長

それでは、再開いたします。

続きまして、協議第33号 協定項目22 27 生涯学習事業の取扱いについて協議を行います。 事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第33号 協定項目22 27 生涯学習事業の取扱いについてご説明いたします。資料の97ページをごらんいただきたいと存じます。

生涯学習事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 生涯学習推進計画については、合併後、新町において速やかに計画を策定する。
- 2 生涯学習推進体制については、合併時は、現行のとおりとし、推進計画策定後、改めて体制の整備を図る。
 - 3 生涯学習施設については、新町において引き続き管理運営する。
 - 4 社会教育委員については、合併時に再編する。
- 5 社会教育関係団体については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
 - 6 成人式については、合併後速やかに再編する。
 - 7 芸術文化については、現行のとおりとし、合併後再編する。
- 8 同和教育を初めとする人権教育推進事業については、新町に引き継ぎ実施することとし、内容については、合併後速やかに再編する。
- 9 体育協会については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- 10 スポーツ少年団については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
 - 11 体育指導委員については、合併時に再編する。

- 12 体育祭事業については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- 13 生涯スポーツ大会については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
 - 14 社会体育施設管理運営については、合併時に再編する。
 - 15 公民館設置運営については、合併時に再編する。
 - 16 公民館運営協議会については、合併時に再編する。
- 17 公民館事業開催業務については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
 - 18 図書館の設置運営については、合併時に再編する。協議第33号につきましては、以上でございます。

〇会長

ただいま協議第33号につきまして説明がありました。 ご質問、ご意見等ございますか。 はい、どうぞ。

○委員

16項目めなのですけれども、公民館運営協議会と朗読されましたが、運営審議会でよろしいですね。 読み違いでよろしいですね。

○事務局長

失礼いたしました。16番は、公民館運営審議会については、合併時に再編するということで取扱いさせていただければというふうに考えております。

○会長

よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですか。 〔「なし」と言う人あり〕

〇会長

それでは、協議第33号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第33号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第34号 協定項目22 28 文化財保護事業の取扱いについて協議を行います。 事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第34号 協定項目22 28 文化財保護事業の取扱いについてご説明いたします。資料の107ページをごらんいただきたいと存じますが、107ページにつきましては、本日配付させていただきました差替資料をごらんいただきたいと存じます。

文化財保護事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 文化財保護審議会については、合併時に再編する。
- 2 国県村指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
- 3 指定文化財保存事業への補助金については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
 - 4 行政文書の収集、整理、保存については、合併後速やかに再編する。
 - 5 博物館関連施設の管理運営については、新町に引き継ぐものとする。

協議第34号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいま協議第34号について説明いたしましたけれども、何かご質問等ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第34号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長

ありがとうございます。

協議第34号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第35号 協定項目22 29 コミュニティ事業の取扱いについて協議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第35号 協定項目22 29 コミュニティ事業の取扱いについてご説明いたします。 資料の110ページをごらんいただきたいと存じます。

コミュニティ事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

コミュニティ協議会に関することについては、合併後速やかに統合する。

コミュニティ組織につきましては、資料の111ページ、こちらにございますように都幾川村、玉川村それぞれに設置されているところでございますが、事業内容やそれに伴う村からの補助金額に違いがあるようでございます。コミュニティ協議会につきましては、行政からの押しつけではなく、地域住民の皆様が主体となってコミュニティ意識の高揚を図ることが必要でございますので、再編後速やかに統合しようとするものでございます。

協議第35号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第35号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。 ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第35号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第35号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第36号 第3回及び第4回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日についてを協議 いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第36号 第3回及び第4回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日についてでござい

ますが、第3回を12月13日月曜日、第4回を12月21日火曜日を予定しております。内容につきましては、本日ご協議いただいていない協定項目のうち、事務レベルでの調整が整った項目及び新町建設計画案につきましてご協議いただきたいと考えております。年末の慌ただしい時期に恐縮ではございますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

〇会長

それでは、協議第36号につきましてご質問等ございますか。ございませんか。 〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第36号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第36号につきましては、原案のとおり決定されました。

本日協議事項につきましては、26件すべて終了いたしました。

この際、協議等の内容等でご質問、何かご意見等ございましたらお受けしますので、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員

都幾川村の岩田でございますが、お疲れのところ大変恐縮ですが、協議第11号、協議第12号で新町の名称の選定に当たっては、住民公募は行わないというようなことが決定されたわけでございますが、次の協議会で新町等を決定したいというような会長の思いもあろうかと思いますけれども、私どももこの辺が決まらないと、胸につかえているものがなかなかおりない部分がございます。そこで、私協議の際にも申し上げましたけれども、この合併協議会がスムースなうちに合併できればというような思いもありますし、そして12月13日に、次回ですけれども、町名が決定するに当たっては公募は行えないわけですから、我々も住民の意見も聞きたいわけでございまして、今現在事務局として考えられるというか、準備委員会の中で出た話もうわさとして出ておるわけでございますので、ぜひここで公表して、話せる段階であれば話していただいて、我々も村民にこんな意見があるのだということを正式に話ができるわけでございますので、ぜひお願いしたいと思いますが、委員さんのご意見はいかが

でございましょうか。

〇会長

皆さん、どうですか。

[「結構です」と言う人あり]

○会長

わかりました。それでは、事務局の方から案等ありましたらお願いします。

○事務局長

それでは、新町の名称、それから新町の事務所の位置について、事務局の腹案ということでございまして、正式提案ではございませんが、ご了承いただいた上でお聞きいただければというふうに思っております。

本協議会の設置に先立って、去る10月に2村の村長、正副議長、助役等による事前の打合せが行われたわけでございますけれども、その方向性を踏まえまして事務局で検討いたしました現段階の腹案といたしましては、まず新町の名称につきましては、都幾川町とするという考え方でございます。そもそもこの都幾川村という名称に至った経緯等について、都幾川村史等で調べたところでございますが、もともと都幾川と称する地域があったわけではございませんでして、昭和の大合併で当該地域にふさわしいものということで命名されたようでございます。

また、都幾川には慈光寺、温泉等観光資源が多く、県内外にその知名度があるのではないか、あるいは都幾川村、玉川村に都幾川という川が流れていると、こういったような地理的イメージからしても、やはり都幾川町という名称が適当ではないかというふうに考えておるところでございます。

現在事務局で頭を傷めておりますのが、その表記についてでございます。現在の都幾川村の村の部分を単純に直すだけがよろしいのか、あるいは都幾川の部分を平仮名表記といたしまして、町のみ漢字にするのがよろしいのか、この辺について検討いたしておるところでございます。最近ですと、さぬき市、さいたま市、ひたちなか市のように平仮名表記の自治体名、合併に伴ってできた団体、平仮名表記の団体がふえてきております。平仮名表記ということですと、温かいあるいは優しい、ソフトなイメージがあるのかなと。こういったようなことから、いずれが適当なのか検討しているところでございます。

次に、事務所の位置についてでございますが、都幾川村では役場周辺に住居が集積しておりますし、 また明覚駅周辺にも住所が集積しておると、こんなような状況でございます。また、玉川村では役場 周辺に住居が集積しておると。特に明覚駅周辺を見てみますと、都幾川村と玉川村の境がわからない くらい住居が集積しておりまして、両村を一つの地域として考えた場合、住居の集積度がより高い玉 川村役場を新町の事務所の位置とするのが適当ではないかと、このように考えておるところでございます。

なお、合併後検討される交通網の整備や情報化社会、これが一層進展するようなことを考えれば、 必ずしも事務所の位置が新町の中心というふうに考える必要はないのではないか。分庁舎に戸籍、住 民基本台帳、税、福祉等の窓口を設置することによりまして、住民の利便性は現状のものが確保でき るのではないか、このように考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、新町の名称及び事務所の位置につきましては、第3回合併協議会において提案させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○会長

よろしいですか。

○委員

ありがとうございました。

〇会長

ほかにございませんか。 はい、どうぞ。

○委員

玉川の馬場ですけれども、その他ということで次回の議案の件を審議しているところですけれども、 私玉川村の一住民としてちょっと意見を申し上げたいと思います。

玉川にしてみれば、今の話ですと都幾川町ということが候補に挙がっているということですが、玉川の住民の一人としますと、玉川というのがなくなるのが非常に寂しいというのがはっきり言って本音でございます。そういうことなので、できるものならば、公募しないということなので、新しい町名をつけるのが私はいいのかなと思いますけれども、過去2回の合併協等見ても、その辺のところで破綻しているというのが現状であるわけです。そして、この合併を進めるについては、当然関係の村がお互いにそれぞれ思いやる気持ちがなければ、絶対合併は成功しないと思っています。という意味で、都幾川さんは都幾川さん、玉川は玉川さん、それぞれいいところありますし、またぜひということも言いたいところですけれども、ただこの際ですから、ぜひ新しい町が誕生するわけですので、言わせていただければ、都幾川町でもしようがないのかなと私としては思います。ただ、私はつい先日までは私は反対ですと、関口村長にもあえて苦言を申し上げたのですけれども、ただ大きな時代の流れの中で、合併が今日的には、先ほども言いましたけれども、それぞれの思いやりを持っていい町を

つくるというのが我々の責任かなというふうに感じております。ですので、それもいたし方ないのかなと思っています。

ただ、一つ言わせていただけるならば、先ほども事務局長の方からお話しありましたけれども、新しい町ができるわけですから、それぞれの住民が新しいイメージを持つには、今の漢字の都幾川でなくて、平仮名でとき、これは私個人の意見ですけれども、その他の中で個人の意見ですから言わせてもらいますけれども、私の個人の意見とすると、ときが平仮名で3本川の川の町と、そういうのが私はいいのではないかなと考えていますので、ぜひご検討いただいて、玉川村の恐らく委員さんはそんな感じではないかと思いますけれども、どうでしょうか。この際ですから、はっきり思いを言った方が私はいいと思います。後であのとき言っておけばよかったなと思って、もう遅いので、やはりこの際ですから言わせてもらいますけれども、私の方から都幾川町で結構ですよとは言えない心情もありますし、玉川の住民として。

以上ですけれども、よろしくご協議をお願いいたします。

○会長

非常に難しい問題について、皆さんから突っ込んだいろんなご意見等出ました。ぜひ最終的には13日の日に委員の皆さんに決定していただくということで、まだ日にちがありますので、それぞれの委員さんも皆さんの、また住民の皆さんのご意見も聞きながら決定できればなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員

この際だから、皆さんの意見、委員の意見をある程度聞いておいたらいいのではないですか、その他の中なので。

〇会長

当日いろいろ言っていただいて。

よろしいですか、以上で。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、ありがとうございました。 ほかに何か。

〔「なし」と言う人あり〕

〇会長

なければ、以上をもちまして本日予定の議事はすべて終了いたしました。皆様のご協力に感謝を申 し上げますとともに、今後の合併協議につきましてさらなるご協力を賜りますようお願い申し上げま して、議長の任を解かせていただきます。

大変ありがとうございました。

〇司会

会長におかれましては、長時間にわたり議事進行ありがとうございました。

次に、次第のその他でございますが、事務局より2点ございます。1点目ですが、本日の資料の訂正になります。本日配付のA4、1枚の席次表の方で訂正がございます。こちらの方で下の方に3号委員の杉田委員、共通委員の野本委員、山口委員がいらっしゃいますが、杉田委員が玉川村3号委員となっておりますが、都幾川村3号委員の誤りでございます。続いて、山口委員が都幾川村3号委員となっておりますが、玉川村3号委員の誤りです。申しわけございません。訂正の方お願いいたします。

2点目でございますが、報告となります。本日お配りしましたA4両面1枚の資料、都幾川村、玉川村の2村合併に関するアンケート(最終報告)をごらんください。これは平成16年11月12日到着分までで締め切らせていただいたアンケートの結果を2村に集計していただいたものでございます。2村を合わせました発送数は4,315通、回収数は1,727通、回収率は40%でございました。

まず、「2村が合併協議を進めることをどう考えますか。」という設問について、2村を合算いたしまして「賛成」、「どちらかといえば賛成」が75.3%、「どちらともいえない」が12.9%、「どちらかといえば反対」、「反対」が11.3%でございました。なお、それぞれの主な理由につきましては、裏面に記載してございますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

次に、「今後の行政にはどのような改革が必要であると考えますか。」という設問について、2村を合算いたしますと、事業選択や改革、事業の廃止などの見直しが449でトップ、以下職員及び組織改革が364、行政サービス向上の333が上位を占めました。

次に、「どの行政分野を充実すべきであると考えますか。」という設問に対しましては、2村を合算いたしまして、「少子高齢化対策、障害者などへの福祉面」とのご意見が908、「雇用対策などの産業・経済面」が796で上位を占めました。以下、ごらんのとおりの結果でございます。

最後に、自由意見でございますが、さまざまなご意見がございました。いただいた意見の内容は、 大まかな項目に分類して集計した結果、まちづくりに関すること、合併推進に関すること、行政改革 に関すること、合併協定項目に関すること、情報提供に関することの順で意見が多い結果となりまし た。なお、このアンケートの結果の住民の皆さんへの報告につきましては、2村の広報紙等での報告 を予定しております。報告については、以上で終わります。 その他について、事務局からは以上でございますが、何かございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、閉会に当たりまして、副会長でございます大澤堯都幾川村長からごあいさつを申し上げ ます。お願いします。

○副会長

それでは、大変長時間にわたりまして、なおかつ大変内容のある協議事項多かったと思いますが、 原案どおり可決していただきましてありがとうございました。

協議の中にもありましたけれども、いろんな提案もございました。私は、やはり新町はこれから新しい町、夢のある町といいますか、積極的に項目をきちっとして協議していくべきだというふうに思っております。先ほど町名の話も出ましたけれども、最初に話があったときに、私は町名にもこだわらない、それから本庁の位置にもこだわらないと。しかし、いい町をつくろうという話を玉川の村長にもいたしましたけれども、まさしくこれから重要な協議項目がありますが、ぜひ遠慮なくご意見を出していただいて、そしてぜひ新しい町が皆様方にも愛されるいいまちづくりができますようにお願いいたしまして、なおかつまだこれからハードな合併協議の日程で大変かと思います。そういう意味で、ぜひとも皆様方の絶大なご支援とご協力を重ねてお願いいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〇司会

ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたりましてお疲れさまでございました。

次回3回の協議会につきましては、12月13日月曜日、場所は玉川村を予定しております。なお、詳細は後日連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして第2回都幾川村・玉川村合併協議会を閉会とさせていただきます。 皆様方には、ご協力をいただきありがとうございました。